

那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
に基づく届出済証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第39条の3第1項に規定する管理医療機器販売業又は貸与業の届出事項に係る届出済証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第39条の3第1項の規定により届出をした者は、保健所長に対し、管理医療機器(販売業・貸与業)届出済証交付申請書(第1号様式)により届出済証明書の交付を申請することができる。

(交付)

第3条 保健所長は、前条の申請書が提出された場合において、内容を審査したうえ、申請者に対し、管理医療機器(販売業・貸与業)届出済証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定による証明書の交付を受けた者は、管理医療機器販売業又は貸与業を廃止した場合には、保健所長に速やかに返納しなければならない。

(掲示場所)

第5条 管理医療機器(販売業・貸与業)届出済証明書は、事務所内又は事務所入口付近に掲示するものとする。

付 則 (平成25年3月28日健康保険局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年2月6日健康部長決裁)

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

付 則 (令和4年8月30日健康部長決裁)

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

(申請者)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

管理医療機器(販売業・貸与業)届出済証交付申請書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3  
第1項の規定による届出事項について、届出済証明書の交付を申請します。

営業所の名称	
営業所の所在地	

第2号様式(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

那覇市保健所長 印

管理医療機器(販売業・貸与業)届出済証明書

次のとおり医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項に基づく管理医療機器(販売業・貸与業)の届出事項に相違ないことを証明する。

氏名(法人にあ っては名称)	
営業所の名称	
営業所の所在地	